

# 日本統治下台湾における医学教育制度の形成と展開

——内地の医学教育制度との「共通性」と「差異性」に着目して——  
(1)

鈴木 哲 造

## 目次

### はじめに

- 一、台湾総督府医学校の設立
  - 二、台湾教育令の制定と台湾総督府医学校の改編
  - 三、台北帝国大学医学部の設立
  - 四、台湾医学教育施設の卒業者の動静
- おわりに

## はじめに

本稿は、台湾総督府医学校設立より台湾総督府医学専門学校を経て、台北帝大医学部の設立にいたる教育制度上の特徴を、主として日本内地の医学教育制度との比較と、台湾医学教育施設の卒業者の動静から把握する試みである。

日本統治下台湾の医学教育史については、研究蓄積がほとんどなく、僅かに台湾総督府医学校から台北帝国大学医学部への変遷を通史的に描いた著作があるのみである。<sup>②</sup> その一方で、台北帝大医学部の学術研究を扱ったものとして、各講座で進められた熱帯医学研究と日本の南方進出との関係を論じた范燕秋の研究がある。<sup>③</sup> 該研究は、台北帝大文政学部及び理農学部の各講座並びに附属研究機関における台湾や南洋等の特殊事情に焦点をあてた学術研究と日本の南進政策との関係を論じた葉碧苓の研究と同様の観点に立つものである。<sup>④</sup> このほか、台湾人医師と社会的リーダー階層の形成及びその政治・社会との関係性について、呉文星により日本統治下台湾の医学教育施設において養成された台湾人医師が社会的リーダー階層となり、社会運動や政治運動に積極的に関与していったことが明らかにされ、<sup>⑤</sup> Ming-Cheng M. Lo により<sup>⑥</sup> 伝統が戦後に引き継がれ、戦後の台湾社会においても医師が社会・政治問題に積極的に関与していったことが論じられている。

日本統治下台湾における医学の特色を「植民医学」の観点から把握したものととして、劉士永の論考があげられる。劉士永は、台湾における医学教育の展開は日本内地とは異なるとして、内地の医学教育が大学における研究を中心とした「実験医学」を中核にしているに対し、台湾の医学教育は大学の下位に位置する医学専門学校における実用性を重視した「臨床医学」を中核にしていると、これにより台湾人医師の大部分が開業部門において地域医療に

従事した一方で、日本人医師が台湾総督府の医院、医学校、研究所、大学の要職をほぼ独占したことによって、台湾における医学発展過程の主導権を掌握したことを、「日本植民医学」の特徴であると指摘した。<sup>7)</sup>

本稿は、かかる先行研究を踏まえ、次の三点の問題を指摘したい。第一に、台湾人医師を社会的リーダー階層ととらえ、医師と社会及び政治との関係性についての研究が進んでいるが、それを作り出した教育制度自体の特徴及びその制度下で輩出された卒業生（日本人を含む）の総体的な動向の把握ができていないことである。第二に、台北帝国大学医学部における「医学研究機関」の特異性として熱帯医学研究が強調されているが、医師の養成も使命とする「医学教育機関」としての側面が明らかにされていないことである。第三に、「実験医学」と「臨床医学」という二分法に依拠した「日本植民医学」の特徴把握である。日本人医師が総督府の要職をほぼ独占的に支配したのは事実として存在するが、果たして教育上「実験医学」と「臨床医学」のどちらを中核に置いたかということが、その原因であったであろうか。

これらの問題を検討するにあたり、本稿では、まず教育制度史の観点から、日本統治下台湾の医学教育施設の設立的、入学資格、修業年限、教育課程、卒業生に与えられた特典等を把握し、次いで台湾の医学教育施設の卒業生の動向から医学教育機関として果たした役割を検討する。その際、台湾の医学教育施設の特徴を明らかにするために、主に日本内地の医学教育制度との「共通性」と「差異性」に着目して議論を展開したい。

#### 一、台湾総督府医学校の設立

台湾総督府医学校（以下「台医校」とする）は、明治三二（一八九九）年三月に発布された「台湾総督府医学校

官制」(勅令第九五号)によって設立された官立医学教育施設である。<sup>8)</sup>当時の内地における官公立医学学校をみると、大学レベルでは官立の帝国大学医科大学が二校(東京・京都)あり、専門学校レベルでは官立の高等学校医学部が五校(千葉・仙台・岡山・金沢・長崎)並びに公立医学学校が三校(大阪・京都・愛知)あった。帝大医科大学と高等学校医学部・公立医学学校の主な入学資格は、それぞれ高等学校理科卒業生と中学校卒業生であり、これらの医学教育施設の卒業生は、すべて中央政府発行の「医師免許証」を無試験で取得できた。一方、「台医校」については、その入学資格が台湾人で、かつ初等教育施設である公学校卒業程度の学力を基準とする選抜試験に合格した者であり、その卒業生には台湾総督府発行の「医業免許証」が付与された。<sup>9)</sup>

「医師免許証」または「医業免許証」の所持者は、ともに法令上の「医師」であり、医業を営む権利を有したが、この二つの免許は、有効範囲に大きな違いがあった。すなわち、前者が日本内地、台湾、朝鮮等の日本国内すべての地域において有効であったのに対し、後者は台湾総督府の管轄内においてのみ有効であった。「台医校」卒業生は、「医師免許証」を無試験で取得できる資格が付与されていなかったことから、医師としての地位は実質的に台湾に限定されていた。<sup>10)</sup>

各高等学校医学部は、その後、明治三六(一九〇三)年三月に制定された「専門学校令」(勅令第六一号)に依拠した官立医学専門学校となったが、ここでこの官立医専と「台医校」を比較してみると、次の三点の制度上の差異を見出せる。

第一に、入学資格と卒後の特典である。入学資格と卒後に与えられた医師資格の有効範囲の違いは上述の通りであるが、卒後のもつ一つの特典として称号の付与があった。例えば、岡山医専卒業生は「岡山医学専門学校医学士」と称することが認許されていた。これは専門学校令による他の官公私立医専でも同様であり、これらの卒業生は自

校名を冠して「(自校名)医学士」と名乗ることができた。

医師にとって、称号の最も大きな利用価値は自己宣伝の手段となすことにある。それは、医師の広告行為について明治三九(一九〇六)年五月に制定された「医師法」(法律第四七号)により、誇張または虚偽の広告に対する罰則規定が設けられたのち、明治四二(一九〇九)年七月の同法改正(法律第四四号)において如何なる方法を問わず、「其ノ技能、療法又ハ経歴ニ関スル広告」を行うことが一切禁止されたのであるが、「学位、称号及専門科名」の広告はなお許されていたためである。<sup>11)</sup>つまり、称号は、医師にとって当該医学校の正規の課程を修了したことを証明し、自己の専門知識と技能の程度を客観的かつ可視的に示し得るものであったのである。他方、このような称号の付与は「台医校」卒業生には行われていなかった。

第二に、修業年限と教育課程である。「台医校」と官立医専の修業年限は、それぞれ五年(予科一年・本科四年)と四年であり、「台医校」の科目編成は「内地医学校ト比較スルハ稍々難事ニ属スルモ大抵専門医学校ニ均シキモノ」とするも、<sup>12)</sup>実際上は大きく異なっていた。例えば、明治四三(一九一〇)年時点における「台医校」と千葉医専の教育課程を比較してみると、「台医校」の予科においては、体操(毎週授業時数：第一期三時間/第二期三時間/第三期三時間。以下同)、倫理(二/二/二)、理科(六/六/六)、地理(三/三/三)、歴史(三/三/三)、数学(六/六/六)、国語(六/六/六)等の科目が組まれ基礎教育を施した。だが、本科第一学年においても体操(三/三/三)、倫理(一/一/一)、数学(七/七/六)、国語(五/三/三)、物理学(五/六/五)、化学(五/六/五)、解剖学(三/三/六)等の科目が組まれ、依然として教養科目が中心であった。

一方、千葉医専の第一学年の科目は、体操(毎週授業時数：前期三時間/後期三時間。以下同)、修身(一/一)、ドイツ語(一〇/六)、化学(六/六)、生理学(〇/六)、解剖学(一〇/一〇)であり、「台医校」と同様に教養

科目の割当時間が半数を超えているが、とりわけドイツ語が組み込まれている点は異なる。第二学年以降の千葉医専の科目は、第二学年から第四学年まで、修身とドイツ語に毎週それぞれ一時間と四時間をあてているほかはすべてが専門科目であった。「台医校」の科目は、物理学と化学が第二学年第一期に毎週それぞれ四時間と五時間、体操が第二学年に毎週三時間と第三学年から第四学年二期まで毎週二時間、倫理が第二学年から第四学年二期まで毎週一時間をあてているほかはすべてが専門科目であった。

専門科目について、第一学年、第二学年で主に基礎医学を学び、第三学年、第四学年で主に臨床医学を学ぶ教育課程は「台医校」と千葉医専とも同様である。「台医校」の基礎医学科目は、解剖学、生理学、病理学、薬物学、衛生学であり、臨床医学科目は、内科学、外科学、眼科学、産婦人科学であった。だが、千葉医専と比較すると、「台医校」の専門科目中には法医学、皮膚病学・微生物学、耳鼻咽喉科学、精神病学がなく、その基礎医学科目への割当時数は千葉医専に比して全体的に少ない。さらに、臨床医学科目のうち、「台医校」と千葉医専とも内科と外科に相対的に多くの時間を割り当てているが、「台医校」の場合はとりわけ内科と外科に偏重していた。

第三に、授業料と給費制度である。内地の医専は、官公私立にかかわらず一定額の授業料を徴収した。例えば、千葉医専の年間授業料をみると、その前身である第一高等学校医学部時代は二五円であったが、同校が専門学校令に依拠した千葉医専となったのち、明治三八（一九〇五）年四月以後は三〇円、明治四四（一九一一）年七月以後は四〇円となり、大正七（一九一八）年五月より授業料のほか、実習料年間一二五〇銭の徴収も始まっている。<sup>14</sup>一方、「台医校」の予科及び本科は大正八（一九一九）年四月に台湾總督府医学専門学校に移行する以前において授業料を一切徴収していない。

加えて、「台医校」では創立当初より生徒の確保に資するため、給費制度を設けて、生徒に一日食費二〇銭と手

当金五銭等の学資を支給した。<sup>(15)</sup> 明治三八(一九〇五)年度以降、自費生の入学が認められる以前においてはすべてが給費生であった。<sup>(16)</sup> その後、給費生の全校生徒に占める比率は、九二%(一九〇七年度)、七〇%(一九一〇年度)、五一%(一九一三年度)、三二%(一九一六年度)と次第に低下していき、<sup>(17)</sup> 大正六(一九一七)年度における生徒の募集より、「近来自費入学ヲ希望スル者頓ニ多キヲ加フルニ至リシ」ため、自費生のみ募集に切り替えられた。<sup>(18)</sup> 自費生が増えた要因の一つとして、給費生が卒後に負わされた奉職義務がある。すなわち、給費生は卒後「五箇年間八台湾総督府ヨリ指定ノ職務ニ従事スル義務」を負い、それに従えない場合、学資をすべて償還しなければならず、<sup>(19)</sup> さらに明治三八(一九〇五)年一〇月以降には自己の居住地を総督府に直接届け出る義務(転居した場合も同じ)も課された。<sup>(20)</sup> 給費生が卒後の活動を部分的に制限されたのに対し、自費生は卒後に何等の規制も受けず自由な活動に従事できたのである。

以上、官立医専との比較から「台医校」の制度上の差異を確認してきた。このような特殊性を有する総督府医学校を創設した背景には何があったのだろうか。そこには総督府の衛生政策上の思惑と現実的情况への対応があった。領台当初、総督府は「瘴癘の土地」と称されていた台湾の衛生状態を改善するための根本的な方策の一つとして、<sup>(21)</sup> 日新医学を修得した「文明的」な台湾人医師を養成し、それを島内各地に供給するという政策目標を立てていた。だが、現実的情况として、「台医校」設立当時には公学校の設置が緒に就いたばかりで、中等普通教育施設は全く整備されておらず、内地の医学校と同程度の学校の設立は困難であった。初代校長の山口秀高がその開校式の演説において、「後来は是非共系統を立て他との連絡もつける積りであるが、今日は変則で速成を旨とする」と述べているように、<sup>(22)</sup> 総督府医学校は、所期の目標を早急に達成するため、差しあたり、変則的かつ速成的に実地に適した医師を養成することを任務としていたのである。<sup>(23)</sup> それゆえ、教育課程も予科及び第一学年で必要最低限の基礎教育

を施すとともに、専門科目についても実地において最も必要度が高い内科と外科を重点的に教授した。

授業料の不徴収と給費制度は、創設当初に直面した生徒募集問題という現実的情况への対処の結果である<sup>(24)</sup>と同時に、総督府の衛生政策上の思惑も内包していた。在学中給費生であり卒業して医師となった者は少なくとも二八〇人以上あり<sup>(25)</sup>、総督府はこれらの医師を使って衛生・医療政策（例えば、防疫対策や公医として医療機関の欠落地域へ派遣する等<sup>(26)</sup>）を実施することができた。「台医校」の監督機関が教育行政担当部署ではなく、医療・衛生行政を主管した警察本署衛生課であったことも、「台医校」そのものと当該政策が密接に関連していたことの証左である。「台医校」が内地の医学校と異なる卒業の特典の取り扱いをしたのは、「台医校」の設立目的に起因するものであった。次節では一九一〇年代後期以降、この特殊性が次第に取り除かれていくことによって、「台医校」が如何なる変化を遂げたのかをみていく。

## 二、台湾教育令の制定と台湾総督府医学校の改編

台湾総督府は、第一次世界大戦後の世界的な民族自決思潮の高まりと台湾人の民族自覚がもたらす新たな脅威に対処するため、大正八（一九一九）年一月、同化主義の施政方針に基づき、「台湾教育令」（勅令第一号）を制定した<sup>(28)</sup>。だが、該令はその第一条で「台湾ニ於ケル台湾人ノ教育ハ本令ニ依ル」と規定したように、内地人の教育系統とは区別した台湾人の教育系統の確立をはかったものであり、依然として内地人と台湾人との隔離教育は継続した<sup>(30)</sup>。「台医校」は、台湾教育令第二三条の「専門教育ヲ為ス学校ヲ専門学校トス」との規定に則り、大正八（一九一九）年四月に台湾総督府医学専門学校（以下「台医専」とする）に改編したとともに、同月、総督府は「台湾総督



府医学専門学校規則」(府令第五七号)を制定し、同校の学科の種類、修業年限、入学資格、教育課程等を詳らかにした<sup>(32)</sup>。同校には従前の「台医校」と同様に予科と本科を置き、台湾人で、かつ公学校卒業程度の学力を有する者を予科への入学資格としたが、修業年限が予科四年、本科四年の計八年となったことで、後述する通り、その教育課程は大きく改編した。このほか、「台医校」と異なる点は、授業料の徴収と称号の付与が開始されたことである。年間授業料は、予科が二〇円、本科が二五円(一九二二年四月以降は三〇円)<sup>(33)</sup>であり、「台医専」本科卒業生には「台湾医学得業士」の称号が付与された。この授業料の徴収と称号の付与は大正八(一九一九)年四月以降に予科第一学年に入学した者より適用された。

官公立医院及び諸官衙に勤務する内地人医師の辞職や転任等による人的補充の際に払う多大な労力に鑑み、「台医校」で内地人医師を養成して、その欠員を補えばよいとする議論を主な背景として、大正七(一九一八)年四月より「台医校」には医学専門部(以下医専部とする)<sup>(34)</sup>が置かれていた。医専部もまた翌(一九一九)年四月の「台医校」より「台医専」への移行に伴い、「台医専」の一学科となった<sup>(35)</sup>。

医専部は、専門学校令に依拠し<sup>(37)</sup>、主として中学校卒業生を収容し、「内地人男子ニシテ本島ノ内外ニ於テ医師タラムトスル者ニ教育ヲ施ス」ことをもって目的とした<sup>(38)</sup>。しかし、実際上は内地の中学校を卒業した台湾人の入学を認めていたことから<sup>(39)</sup>、その入学制度は弾力的に運用されていた。修業年限は四年、年間授業料は三〇円<sup>(40)</sup>(一九二二年四月以降は四〇円)で、医専部生徒は卒業後に「台湾總督府医学専門学校医学士」と称することができた<sup>(41)</sup>。このほか、大正八(一九一九)年六月に「台医専」の主管部局が警務局衛生課より内務局学務課に移っている<sup>(42)</sup>。

次に「台医専」本科と医専部の教育課程をみていこう。「台医専」本科の課程は予科の修業年限が延び、基礎教育の程度が引き上げられたことで、「台医校」に比して専門教育に多くの時間を割り当てている。医専部の課程に

つては内地の官立医専と大同小異であったが、これと本科の課程を比較してみると、ドイツ語の割当時間数が医専部の方が多い等の教養科目の違いを除けば、両者の基礎医学及び臨床医学の各科目の種類と時間の割当はすべて同じであった。ただし、「台医専」予科の課程は医専部の入学資格となる中学校の課程と比べ、<sup>(44)</sup>修業年限が一年短く、その教育程度が低く設定されていた。

このように、「台医専」本科は教育程度を引き上げ、授業料の徴収を開始したことのほか、監督機関も教育行政担当部署に移ったことにより、その水準と形態は内地の官立医専にかなり接近したといえる。卒業生に対して「台医校」卒業生との区別をはかるために「台湾医学得業士」の称号が与えられていた。だが、この称号もまた医専部の卒業生に付与された称号と異なることには留意しなければならない。両者の最も大きな差異は専門学校令に依拠し、入学資格を中学校卒業生程度に設定しているか否かにあり、それは卒業の特典である称号の付与だけでなく、医師資格の違いも規定した。すなわち、医専部の卒業生は中央政府発行の「医師免許証」を無試験で取得する権利を有したが、本科卒業生には依然としてその権利がなく、台湾総督府発行の「医業免許証」が付与されたに過ぎなかったのである。

この制度上の差別に対して「台医専」予科の台湾人生徒一同が予科を中学校に昇格させよと、台湾総督に請願したことに端的に表れているように、<sup>(45)</sup>かかる教育制度は台湾人の教育要求を決して満足させるものではなかった。これに加えて、内地の開明的な人士らもまたこの教育制度に対する非難を強めた。ここにおいて、総督府は「内地延長主義」を標榜し、教育の普及をもって文化の向上はかることを第一義となし、<sup>(46)</sup>大正一一(一九二二)年二月、新たに「台湾教育令」(勅令第二〇号)を制定した(以下、新台湾教育令と表記する)。<sup>(47)</sup>新台湾教育令は、第一条で「台湾ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル」と規定しているように、旧令とは異なり、内地人を含めた台湾の教育系統を規

定しただけではなく、中等以上の教育機関において、内地人と台湾人のあいだの隔離教育を解消し、いわゆる「共学」の実施をもたらしただ点において台湾教育史上の画期をなす法令であった。このうち、中等以上の教育機関（師範学校を除く）は、内地の制度に照らして再編及び新設され、中学校も漸次増設されていった。<sup>(48)</sup>

専門教育については、新台湾教育令第一〇条において専門学校令によることが規定されており、これによって、「台医専」は、大正一一（一九二二）年四月より、専門学校令に依拠し、内地人が台湾人かを問わず、中学校卒業生を収容する純然たる医学専門学校となった。<sup>(49)</sup> 同月に発布された「台湾総督府医学専門学校規則」（府令第八七号）によれば、第一に該校の入学資格、修業年限、授業料、卒後の特典は、すべて従前の医専部と同一であり（ただし、一九三一年四月以降の授業料は六〇円）、<sup>(51)</sup> 第二に従前の医専部の生徒はそのまま該校の生徒となり、第三にこの規則施行とともに府令第五七号による予科と本科を廃止し、その生徒の募集を終了したが、現に在学する生徒については、在学期間中従前の規定によることとなった（以下、大正八年四月府令第五七号「台湾総督府医学専門学校規則」による学科を「台医専」本科とし、大正一一年四月府令第八七号「台湾総督府医学専門学校規則」による学科を「台医専」新制医専部とする）。

専門学校令第八条は、文部大臣が「国立専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其程度」等を定めることを規定しており、官立医専の学科目とその程度に関しては文部省令をもって「国立医学専門学校規程」を制定し、その標準を示していたため、官立医専のあいだに教育課程上の違いはほとんど生まれていない。<sup>(52)</sup> 「台医専」新制医専部の場合、新台湾教育令第一一条において、台湾総督がこの文部大臣の職務を担うことを定めており、制度上は独自の教育課程を組むことが可能であったが、該学科の教育課程は、基本的に「国立医学専門学校規程」に照らして編成され、従前の医専部や内地の官立医専とのあいだに大きな差はなかった。ただ、病理学と衛生学の科目のなかに寄生

虫学及び医用昆虫学と熱帯衛生学の講義がそれぞれ含まれている点は、「台医専」新制医専部の教育上の特徴である。寄生虫学と医用昆虫学は第一学年において、毎週授業時数三四時間以上中、それぞれ〇・五時間、熱帯衛生学は第四学年において、毎週授業時数二九・五時間以上中、一般衛生学講義及実験とあわせて三時間が割り振られていた。<sup>(53)</sup>

この教育上の目的は、熱帯医学研究の発展に寄与する人材の育成にあったが、同様の試みは、大正七（一九一八）年六月に「台医校」に設置された熱帯医学専攻科にも見出すことができる。<sup>(55)</sup> 当時、「台医校」校長であった堀内次雄が述べたところによれば、該科設置の政策的意図は、「我台湾は支那及南洋に対する仲継地で、支那や南洋にある病気の分布とか、又は各種の衛生状況も殆んど同一で恰も模型の様なもの」であり、「熱帯医学の研究を為すには恰好の地である」という台湾の有利な地理的条件と、「最近南洋或は支那方面より医師の招聘を申込んで来るものは実に夥しいものである」という実際の需要を考慮し、熱帯医学に通じ、これを内科や外科に応用でき、「支那又は南洋方面に自由自在に活動し得る」人材を育成することであった。<sup>(56)</sup>

この熱帯医学専攻科は、大正八（一九一九）年四月より「台医専」に引き継がれ、昭和一一（一九三六）年四月に廃止された。<sup>(58)</sup> 入学資格は「医師又ハ医師ノ免許ヲ受クル資格ヲ有スル者」で、修業年限は一年であった。講義では上述の目的を達成するため、熱帯病学、寄生虫学、熱帯衛生学、病原微生物学、免疫及血清学、植民地衛生制度、外国語（英語、ドイツ語、中国語、マレー語のうち一科または二科を選択）等の主に熱帯地方及び熱帯医学に関わる科目を集中的に教授した。さらに該科修了者のうち、中央政府発行の「医師免許証」所持者または「台湾医学得業士」の称号保持者には「熱帯医学士」の称号が付与され、<sup>(59)</sup> 熱帯医学に精通する医師としての権威付けがなされた。

以上のように、第一次世界大戦後の時代潮流、台湾人による教育制度改革の強い要望、及び台湾における内地人

医師養成の必要性等を背景として、「台医校」は、「台医専」本科と医専部を経て「台医専」新制医専部へ段階的に移行したが、それは「台医校」の制度上並びに学校形態上の特殊性を解消し、内地の医専と同質化していく過程であった。そして新台湾教育令により日台間の教育体系が繋がり、「台医専」新制医専部もまた内地の教育体系との接続が可能となったことによって、日台間の学生及び生徒の往来はより活発化することになった。

### 三、台北帝国大学医学部の設立

台北帝国大学は、昭和三（一九二八）年三月に文政学部と理農学部をもって成立し、同年五月より授業を開始した。<sup>(60)</sup> 総督府が作成した大学設立に関する文書によれば、設立の目的は、第一に台湾人の向学心の高まりにしたがって、主として内地の大学へ留学する者が著しく増加したことに加えて、彼らが「内地ニ於ケル暗黒面ノミヲ見或ハ不良ナル思想ニ悪化セラレ統治上ニ支障ヲオヨボスノ憂ヒ」が高まったこと、及び大正一一（一九二二）年に設立された台北高等学校の第一回卒業生が昭和三年に輩出されることを背景として、台湾に大学を設立してこれらの者を収容せしめることと、第二に日本帝国の南端に位置する台湾に大学を設立し、東洋及び南洋方面の人文自然科学の學術研究を進め、その成果を社会に還元することで、日本国民の南方への発展に寄与することにあつた。<sup>(61)</sup>

台北帝大に医学部を設置することは、帝大設立が計画された当初から論議されていたが、財政上の都合により見送られていた。昭和九（一九三四）年九月に医学部の創設計画が打ち立てられたのち、教授の人选、校舎及び研究室の新設並びに附属医院の拡充等の準備作業を順次行い、昭和一一（一九三六）年一月に医学部を正式に設置し（勅令第三二八号<sup>(62)</sup>）、同年四月から講義を開始した。この創設計画によると、台北帝大医学部の設置目的は、いまま

で各々が独立して置かれていた医学研究、医学教育、診療の諸機関を統合して、それらの機能をより一層向上させることになった。<sup>(63)</sup>

当時、医学研究機関は「台医専」<sup>(64)</sup>及び中央研究所衛生部があり、とりわけ後者は多くの研究成果をあげていた。<sup>(65)</sup>しかし、総督府は「台医専」が「講学ノ傍ラ医学ノ研究ヲ為スト雖モ之固ヨリ専門学校ニ過ギザル」ことと、中央研究所衛生部も「現在ノ設備、組織ニテハ汎汎ニ渉ル医学ノ研究ニ関シ満足ナル効果ヲ収ムルコト」が困難であることを理由に、台北帝大に権威ある組織と充実した設備を持つ医学部を設置して、医学研究、特に熱帯医学研究を推進しなければならぬとの考えを持つに至る。<sup>(66)</sup>

かかる思考が生まれた背景には、当時、日本の学術界においては帝国大学を頂点とするヒエラルキーが形成されており、帝大教授より官等や俸給が低い中央研究所技師や医専教授という官職では権威者の招聘が困難であるという状況があった。<sup>(67)</sup>もう一つの背景としては、講座制があげられる。戦前期日本において帝国大学のみが組織することを許された講座は、教授一人、助教授一人、助手一人から三人で構成され、一つの課題に対して組織的に取り組むことができる研究重視の制度であり、豊富な研究業績を有する権威ある学者を確保するための要件でもあった。

台北帝大医学部開講時の講座は、第一学年の学生が履修すべき科目にあわせて、基礎医学系の七講座であったが、昭和一四（一九三九）年一月までに段階的に二四講座が設けられた（第一表）<sup>(68)</sup>。総督府の講座編成の企図によれば、講座の編成は「大体ニ於テ既設帝国大学医学部ノ例ニ依ル」も、寄生虫学講座は台湾の特色を示すものであり、加えて各講座の研究においても、その対象が熱帯及び亜熱帯地方の現象を多く扱うことになるので、熱帯医学及び熱帯衛生学研究の色彩を大いに發揮することになり、ひいては「帝国ノ南方国策ニモ貢献スル所尠カラザルベシ」とされる。<sup>(70)</sup>

第1表 各帝国大学医学部講座比較(1941年)

帝大医学部 (設立年)	東京 (1877)*1	京都 (1897)	九州 (1911)	東北 (1915)	北海道 (1919)	京城 (1926)	大阪 (1931)	台北 (1936)	名古屋 (1939)
解剖学	3	3	3	3	3	3	3	2	3
生理学	2	2	2	2	2	2	2	2	2
生化学 医化学	1	1	1	1	1	1	1	1	1
病理学	2	2	2	2	2	2	2	2	2
微生物学	2	1				2			
細菌学			1	1	1		1	1	1
黴菌学	1								
寄生虫学								1	
薬理学	2	2	1	1	1	2	2	1	1
衛生学	1	1	1	1	1	1	1	1	1
民族衛生学 殖民衛生学			1						
血清化学	1								
法医学	1	1	1	1	1	1	1	1	1
内科学	5	3	3	3	3	3	3	3	3
外科学	3	2	2	3	3	2	2	2	2
整形外科学	1	1	1			1			1
産科学	2	1	1	1	1	1	1	1	1
小児科学	1	1	1	1	1	1	1	1	1
眼科学	1	1	1	1	1	1	1	1	1
皮膚科学 泌尿科学	2	2	2	1	1	1	1	1	1
耳鼻咽喉科学	1	1	1	1	1	1	1	1	1
精神病学	1	1	1	1	1	1	1	1	1
放射線学	1		1			1	1		
歯科学	1		1				1	1	
航空医学				1					2
薬学科講座	4*2	5*3							
合計	39	31	28	25	24	27	26	24	26

(備考) \*1 東京大学医学部の設立年。

\*2 薬学、薬品製造学、臓器薬品化学、薬品分析化学を含む。

\*3 薬品製造学、薬品分析化学、有機薬化学、無機薬化学、生薬学を含む。

(出典) 『東京帝国大学一覽昭和十六年』東京帝国大学、1941年、103頁～104頁、『京都帝国大学一覽昭和十六年度』京都帝国大学、1941年、56頁～57頁、『九州帝国大学一覽昭和十六年』九州帝国大学、1941年、41頁～42頁、『東北帝国大学一覽昭和十六年』東北帝国大学、1941年、26頁、『北海道帝国大学一覽昭和十六年』北海道帝国大学、1941年、36頁～37頁、『京城帝国大学一覽(昭和十六年)』京城帝国大学、1941年、37頁～39頁、『大阪帝国大学一覽(昭和十六年度)』大阪帝国大学、1941年、49頁～50頁、『台北帝国大学一覽(昭和十六年)』台北帝国大学、1941年、44頁～45頁、『名古屋帝国大学一覽昭和十六年』名古屋帝国大学、1942年、56頁～58頁。

冒頭で述べた台北帝大に関わる先行研究は、文政学部、理農学部あるいは医学部という学部の違いを問わず、かかる総督府の企図が貫徹されたか否かを検証し、日本帝国内における台北帝大の特殊な地位と役割を明らかにしようとする試みであるといえる。だが、帝国大学は最も権威を有する研究機関であったと同時に、教育機関でもあり、かつ帝大医学部に則して言えば、大学附属病院において、一般に医療サービスを提供したので、診療機関でもあったことは注目すべき事柄である。

このほか、第一表によると、台北帝大医学部の講座の構成自体は、寄生虫学を除けば、他の帝大医学部とほぼ横並びであるとともに、各帝大医学部に設けられた講座の種類と数を俯瞰的にみても力点の置き方はさほど変わらぬ。講座は研究だけではなく、教育の機能も有していたので、結果的に、かかる講座の配置が教育課程編成上の各帝国大学間の類似性を規定していくことになる。

台北帝大医学部の在学期間は最短四年、最長八年である。教育課程は、第一学年及び第二学年で、解剖学、生理学、病理学、細菌学、薬理学、寄生虫学等の基礎医学の理論及び実際と、内科学及び外科学の理論を学び、第三学年、第四学年で内科、外科、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、小児科等の臨床医学の理論を学ぶとともに、各科目の臨床講義を行うというものであった。基礎医学科目では解剖学、病理学及び生理学への割当時数が、臨床医学科目では内科と外科への割当時数がその他の科目に比して多かった。<sup>17)</sup> この課程編成方法と各科目への割当時数の傾向は他の帝大医学部でも大体同じであるが、<sup>18)</sup>例えば、東北帝大医学部の割当時間数をみると、総授業時数七、六一八時間中、基礎医学と臨床医学の割当時数は二、五九八時間(三四・一%)と四、九九四時間(六五・五%)であり、両者の割当時数上位三位は、それぞれ解剖学六五〇時間(八・五%)、病理学五二八時間(六・九%)、生理学三六六時間(四・八%)と内科学一、〇七二時間(一四・〇%)、外科学一、〇六六時間(一三・九%)、産婦人科



学八一〇時間(一〇・六%)であり、これら六科目で授業総時数の五八・七%を占めた。<sup>75)</sup>

台北帝大医学部の教育課程の特徴は「寄生虫学及実習」、「衛生学、熱帯衛生学及実習」、「内科学、熱帯伝染病学及臨床講義」の各科目が組み込まれていることである。「寄生虫学及実習」は第一学年前後期に毎週二時間、「衛生学、熱帯衛生学及実習」は第四学年前後期に毎週二時間、「内科学、熱帯伝染病学及臨床講義」は第二学年前期に毎週三時間、同後期から第四学年後期まで毎週六時間が割り当てられていた。<sup>74)</sup>だが、熱帯伝染病学と熱帯衛生学はそれぞれ内科学と衛生学の一環であり、寄生虫学は独立した科目であるも他の基礎医学や臨床医学の科目と比べるとその割当時数は決して多いとはいえない。

さらに留意すべきことは、寄生虫学が台北帝大だけで取り組まれた特殊な学問領域ではないことである。京城帝大医学部の微生物学第二講座、東京帝大附属伝染病研究所及び慶應義塾大学医学部等には寄生虫学の専任教授が台北帝大医学部設立以前よりすでに置かれていた。<sup>75)</sup>それは教育課程にも反映され、京城帝大医学部では微生物学の科目のなかに寄生虫学及び寄生虫学実習の講義が含まれていた。<sup>76)</sup>このほか、九州帝大医学部の教育課程にも寄生虫病学及び寄生虫病学実習の講義が入れられている。<sup>77)</sup>だが、台北帝大医学部と同様に教育課程編成上において寄生虫学の重要度は相対的に低い。

さて、「台医専」は「地方ニ於ケル医師ノ普及、衛生状態ニ鑑ミ医学専門学校程度ノ教育ハ仍当分存続ノ必要アル」ことを理由に、<sup>78)</sup>昭和一一(一九三六)年四月より台北帝国大学附属医学専門部に組織替えする形で存置されていた(以下台大医専部とする)。<sup>79)</sup>台大医専部の入学資格、授業料、教育課程は、授業料が八〇円に増額した以外、「台医専」新制医専部から変化はないが、<sup>80)</sup>台北帝大医学部と比較してみると、設立の目的、入学資格、教育課程、授業料、教員の質、卒後に付与される称号に明らかな差異を見てとれる。

台北帝大の設立目的は「国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スル」ことにあり、医学部の入学資格は高等学校理科卒業生であったのに対し、台大医専部の設立目的は「本島ノ内外ニ於テ医師タラントスル男子ニ須要ナル教育ヲ施ス」ことにあり、入学資格は中学校卒業生であった。台大医専部と台北帝大医学部の年間授業料はそれぞれ八〇円、一二〇円である。両者の教育課程上の差異は、第一に、前者には修身、外国語、化学、体操の科目が組み込まれ、第一学年に毎週一時間、第二学年に毎週六・五時間、第三学年と第四学年に毎週五・五時間をあてているのに対し、後者にはこの種の教養科目は一切組み込まれておらず、すべてが専門科目である。なぜなら大学入学者は高等学校（あるいは大学予科）で外国語等の教養科目をすでに履修しているからである。それゆえ、第二に、基礎医学と臨床医学の各科目の理論、実験及び臨床講義への割当時数は前者より後者の方が全体的に多い。さらに台大医専部教授の多くは、台北帝大医学部教員が兼任していたが、そのほとんどは同大医学部の助教授が担い、同教授の大部分は医専部で講義を行っていない<sup>81)</sup>。

以上の点を考慮すれば、台北帝大医学部と台大医専部の卒業生の間で専門知識と技能の格差が形成されたことは明かである。したがって、両者は、ともに卒業証書をもって中央政府発行の「医師免許証」を取得でき、同じように医師と認定されたが、卒後に名乗ることを許された称号がそれぞれ「医学士<sup>82)</sup>」と「台北帝国大学附属医学専門部医学士」と異なり、医師の身分上の差別化がはかられていた。この点は、医師にとつて極めて重要なことであった。それは、上述したように称号が自己宣伝の材料となり、医師の専門知識と技能を推し量ることができる指標として機能していたためである。

このほか、日本の領台時にはすでに内地において形成されていた医学博士、大卒医師、医専卒医師、試験及第医従来開業医という順に待遇と社会的威信の高低が決定する医師社会の階層構造が、領台後の日本人医師の訪台と

医学教育施設の発展に伴って台湾にも形作られていったことを考慮すれば、台北帝大医学部と台大医専部という程度の異なる二つの医学教育系统の成立は、台湾内の各医師集団間の境界と緊張関係をより顕在化させる方向に作用したといえる。例えば、台北帝大医学部及び台大医専部の卒業生は、母校を同じくするも、校友としての連帯意識はほとんどなかったといつてよい。「台医校」創立後、該校の在學生と卒業生を主な会員とする「校友会」が作られ、それは「台医専」に継承されていた。台北帝大医学部と台大医専部が設立されたのち、校友会は、双方の在學生や卒業生が任意加入することができる「景福会」へと発展した。台大医専部の生徒は、入学と同時に景福会へ加入するのが通例となっていたのに対し、台北帝大医学部の学生からは一名の加入もなかった。それは医学部の「医専を蔑視するが如き心境」に一因があったという。<sup>(85)</sup>

#### 四、台湾医学教育施設の卒業者の動静

「台医校」が専門学校令により改組した時期は、内地において大学令（大正七年勅令第三八八号）が制定され、官公私立医専の大学化が進展した時期であった。他方、社会に根強く残る医専の需要を背景として、医専新設運動が勃興し、昭和三（一九二八）年までに八校の私立医専が設置された。当時、日本内地の官公立医専は、おしなべて医科大学に昇格しており、医専は私立医専のみであった。<sup>(86)</sup>したがって、「台医専」と朝鮮総督府医学専門学校は、日本国内で希有な官立医専であった。

「台医専」は、「官立」の権威と学費が私立医専より安いことから、多くの内地人子弟の注目を集めた。学費については、「台医専」の一年の学費が四〇〇円であった時、例えば昭和医専は二五〇円であった。<sup>(87)</sup>昭和五（一九三〇）

第2表 台湾医学教育施設の在校生及び卒業生出身地別一覧 (1933年7月)

地方	在校生	卒業生	
		台医専	本科
内地	東 北	7	30
	関 東	7	24
	中 部	16	46
	近 畿	10	19
	中 国	16	36
	四 国	5	14
	九 州	88	156
台湾	台 北	41	118
	新 竹	40	123
	台 中	36	229
	台 南	41	207
	高 雄	25	71
	花蓮港		1
	台 東		3
	澎 湖	2	6

(備考) ①在校生には研究科学生を含む。②「本科」には「台医校」と「台医専」本科の卒業生を含む。③「台医専」には「台医専」医専部、新制医専部、台北帝大医専部の卒業生を含む。④本表の「台医専」には「本科」卒業生中、「台医専」新制医専部の卒業資格を取得した者は含まない。

(出典) 『台湾総督府台北医学専門学校一覧 (自昭和六年至昭和八年)』台北医学専門学校、1933年、124頁～127頁。

年度の「台医専」入学者状況を例にすると、受験者五二九人、入学者六七人、合格率は一二・七%であった。<sup>88)</sup> 第二表によれば、「台医専」の内地人在校生と卒業生は、九州地方出身者が比較的多く、全体の比率のそれぞれ六割と五割を占めた。さらに九州地方のなかでも、台湾に距離的に近接する沖縄県と鹿児島県の出身の在校生と卒業生が多く、前者は三七人と四四人、後者は一六人と三九人であった。<sup>89)</sup>

「台医校」は、創設当時、生徒の確保が難しい状況にあったが、次第に台湾人子弟の関心を獲得していった。「台医校」の明治三八(一九〇五)年度から大正七(一九一八)年度の平均合格率は、一〇%であり、台湾人子弟にとって、「台医校」への進学は難関であった。「台医校」から「台医専」に改組したのち、内地人子弟が入学試験に参加できるようになったため、台湾人子弟は、さらに激しい受験競争に直面することになった。植民

地統治下において、医師は、比較的総督府の干渉を受けず、かつ収入多かったので、子弟を進学させる気がある父兄は医学を勧めた。入学困難な状況は、台湾人父兄とその子弟の関心を台湾の外、とりわけ日本内地に向けさせることとなった。例えば、大正二二(一九三三)年度から昭和一二(一九三七)年度の専門学校以上の内地留學生の五分の二は医学を学んでおり、その大部分は私立医専であった。<sup>96)</sup>この私立医専の卒業生が台湾に戻ってくることで、医師社会の構造は大きく転換していった。

他方、「台医専」は、専門学校令に依拠し、内地人子弟の入学を開放したことにより、日本国内の帝大医学部、医科大学、医専で構成される階層的な医学教育体系のなかに組み込まれ、官立医専としての機能を發揮することになった。「台医専」は、日本内地の医専に対する社会的需要を満たす役割を担うこととなり、地理的に近い九州地方の医師志願者呼び込んだ。その一方で、医師を志す台湾人子弟は、日台間の教育制度が結合され、かつ内地人子弟が「台医専」の入学試験に参加できるようになり、受験競争が激化するにともない、内地留学の道を選択するようになっていったのである。

次の第三表は、「台医校」で第一回卒業生を出した明治三五(一九〇二)年から昭和二〇(一九四五)年までの各医学教育施設の卒業生数を年度別に示したものである。昭和二〇年時点における卒業生の累計は、二、八一七人であり、そのうち「台医校」及び「台医専」本科の卒業生(以下、「本科」とする)は、七七二人、専門学校令に依拠した「台医専」医専部、新制医専部及び台大医専部の卒業生(以下「専門学校令による学科」とする)は一、七七六人、台北帝大医学部の卒業生は、二六九人であった。したがって、日本統治下台湾における医学教育施設の中核は大学より教育程度の低い「本科」と「専門学校令による学科」にあったといえる。

該表によると、昭和元年(一九二六)年に「専門学校令による学科」の卒業生がにわかに増加し、そのうち相

第3表 台湾各医学教育施設卒業生一覧 (1902年～1945年)

卒業年	台医専			卒業年	本科	台医専			台北帝国大学医学部		
	内地人	台湾人	小計			内地人	台湾人	小計	内地人	台湾人	小計
1902	3			1925	34	24	1	25			
1903	1			1926	60	30	49	79			
1904	10			1927	4	28	42	70			
1905	9			1928	4	26	65	91			
1906	23			1929	3	27	60	87			
1907	27			1930		18	119	137			
1908	23			1931		46	166	212			
1909	24			1932		42	21	63			
1910	29			1933		41	26	67			
1911	32			1934		31	42	73			
1912	34			1935		28	42	70			
1913	38			1936		22	38	60			
1914	31			1937		39	35	74			
1915	48			1938		35	37	72			
1916	32			1939		33	38	71			
1917	41			1940		18	24	42	23	14	37
1918	38			1941		35	36	71	41	33	74
1919	40			1942		26	21	47	12	27	39
1920	41			1943		40	27	67	13	12	25
1921	36			1944		41	26	67	5	11	16
1922	35	10	1	1945		112	59	171	43	34	77
1923	39	18	1	合計	772	792	977	1,776*	137	131	269**
1924	33	22	1								

(備考) ①\*には外国人7人を含む。\*\*には朝鮮人1人を含む。②「本科」には「台医校」及び「台医専」本科卒業生を含む。③「台医専」には「台医専」医専部、新制医専部及び台北帝国大学附属医学専門部卒業生を含む。

(出典) 『台湾総督府医学専門学校一覧 (大正十四年)』台湾総督府医学専門学校、1925年、116頁～133頁、「卒業証書授与」『府報』第3792号・大正15年4月2日、6頁～7頁、「卒業証書授与」『府報』第86号・昭和2年4月22日、101頁～102頁、「卒業証書授与」『府報』第358号・昭和3年4月15日、61頁～62頁、「卒業証書授与」『府報』第647号・昭和4年4月20日、102頁～103頁、「卒業証書授与」『府報』第940号・昭和5年4月22日、85頁～86頁、「卒業証書授与」『府報』第1219号・昭和6年4月12日、65頁～66頁、「卒業証書授与」『府報』第1488号・昭和7年4月1日、4頁、「卒業証書授与」『府報』第1781号・昭和8年4月11日、38頁～39頁、「卒業証書授与」『府報』第2070号・昭和9年4月10日、29頁～30頁、「卒業証書授与」『府報』第2347号・昭和10年3月26日、55頁、「卒業証書授与」『府報』第2652号・昭和11年4月7日、22頁～23頁、「卒業証書授与」『府報』第2950号・昭和12年4月9日、43頁、「卒業証書授与」『府報』第3246号・昭和13年4月5日、13頁～14頁、「卒業証書授与式」『府報』第3549号・昭和14年4月8日、19頁～20頁、「卒業証書授与式」『府報』第3856号・昭和15年4月10日、49頁～50頁、「卒業証書授与式」『府報』第4160号・昭和16年4月10日、62頁～63頁、「証書授与」『府報』第4396号・昭和17年1月21日、87頁～88頁、「証書授与」『府報』第164号・昭和17年10月14日、69頁～70頁、「証書授与」『府報』第464号・昭和18年10月19日、87頁～88頁、及び『台大景福校友會通訊録』台大景福基金会、1981年、161頁～182頁・200頁～209頁。

対的に多くの卒業生を輩出し続け、昭和六(一九三一)年には二二二人もの卒業生を出している。この現象は、台湾人卒業生の忽然とした増加によって引き起こされたものであった。その直接的な原因は、総督府が採った次の二つの措置にあった。

第一に、「台医専」本科第一学年より「台医専」新制医専部第一学年への編入措置である。「台医専」新制医専部の入学資格を得るには中学校を卒業する以外に、専門学校入学者検定試験に合格し中学校卒業程度の学力があることを証明する方法があった。総督府は、大正二〇(一九二二)年五月に「専門学校入学者検定二関スル規程」(府令第九五号)を制定し、検定の受験資格及び検定試験の科目とその程度等を示したが、その第八条は、総督府が中学校卒業以上の学力を有する者を指定できると規定していた。<sup>91)</sup>大正二一(一九二二)年四月、総督府は、該規程第八条に基づき、「台医専」予科四年の課程と本科第一学年を修了した者を中学校卒業以上の学力がある者と指定した(告示第五九号)<sup>92)</sup>。これによって「台医専」予科と本科第一学年を修了した者が「台医専」新制医専部第一学年に順次編入していった。<sup>93)</sup>

第二に、「台医専」本科卒業生で、四年制予科を修了しておらず、「台湾医学得業士」の称号付与対象外となっている者と「台医校」卒業生に対する資格向上措置である。総督府は、大正二三(一九二四)年三月に「台湾医学得業士認定規則」(府令第二二二号)を制定し、これらの者に対して、「台医専」本科卒業程度に則り、国語、数学、物理学、化学、外国語(ドイツ語または英語)の各科目と基礎医学または臨床医学の一科目に関する論文の試験を実施し、合格者に「台湾医学得業士」の称号を付与した。<sup>94)</sup>さらに同月、「専門学校入学者検定二関スル規程」第八条に依拠し、該試験の合格者を中学校卒業以上の学力を有する者と指定した(告示第一四号)<sup>95)</sup>。これにより該試験合格者は「台医専」新制医専部への入学資格を得たのであるが、重要なのはこれらの者を「台医専」新制医専部の第

四学年後期に特例的に編入せしめ、極めて短期間で卒業させたことである。<sup>(96)</sup> この卒業生に対しても、もちろん中央政府発行の「医師免許証」の無試験取得の資格と「台湾総督府医学専門学校医学士」の称号が与えられた。台湾医学得業士認定試験は、大正一四(一九二五)年五月から昭和五(一九三〇)年四月まで毎年行われており、<sup>(97)</sup> 該試験に合格して「台医専」新制医専部に入学並びに卒業した者は三六七人に及んだ。<sup>(98)</sup> すなわち、第三表で示した「本科」卒業生七七二人のうち、半数近くが資格向上を成し遂げたのであり、逆に「専門学校令による学科」の台湾人卒業生九七七人のうち、医師資格保持者として新たに社会に送り出された実数は、そこから「本科」卒業生の資格向上者を引いた六一〇人ということになる。

これらの措置の意図は、「本科」卒業生には中央政府発行の「医師免許証」が与えられず、内地、関東州、朝鮮等の日本帝国内各地や海外等の島外への発展に不便が生じたため、<sup>(99)</sup> それを是正することにあつた。<sup>(100)</sup> しかしながら、次の第四表で示した「本科」及び「専門学校令による学科」卒業生の進路状況によれば、「本科」卒業生ほどの年でも約九割が台湾に在住し、そのうちの大部分は各地で開業して地域社会に医療サービスを提供していた。つまり「本科」卒業の医師が積極的に「専門学校令による学科」の卒業資格を取得した背景には、日本帝国内各地や海外等の島外への発展を志向したためではなく、むしろ学歴の向上によって、医師としての社会的地位の上昇をはかり、台湾社会の自己に対する信頼度を高めることにあつたといえる。

第三表からはまた昭和一六(一九四一)年と昭和二〇(一九四五)年の卒業生が他年に比べて相対的に多いことがわかる。それは一ヶ年の間に二期の卒業生を輩出したことによる。昭和一六年の卒業生には同年三月と一二月の卒業生を包括している。昭和一六年一〇月に発布された勅令第九二四号は、国際情勢の緊迫と戦時体制の強化を背景として、高等教育施設の在学年限あるいは修業年限を短縮し、学生及び生徒を早期に各種生産活動に従事させる



ことをねらった法令であったが、総督府は、該令に依拠して、同月、台北帝大各学部の在学年限と各種専門学校及び実業専門学校等の修業年限を三ヶ月間短縮した(府令第二〇号)<sup>10)</sup>。これにより、もともと昭和一七(一九四二)年三月の卒業予定者が昭和一六年一二月に卒業することとなった。昭和二〇年の卒業生については、同年九月と一〇月の卒業生を包括している。とりわけ後者の卒業生は、主に台北帝大医学部が昭和一七年一〇月入学者、台大医学部が昭和一八年四月入学者をもって構成されており、それぞれ三年と二年半で卒業したことになるが、これらは日本の敗戦に続いて、中華民国政府が各種機関を接收することを見越した駆け込み的な特例措置であったといえる。

第四表は、台湾医学教育施設の各学科別の卒業生の進路をまとめたものである。該表によると、「本科」卒業生だけではなく「専門学校令による学科」卒業生についてもいずれの年もおよそ七割が台湾に在住していた。両者をあわせた在台卒業生の総計は、大正一四(一九二五)年が六三九人、昭和八(一九三三)年が九七二人、昭和一四(一九三九)年が一、二二四人であり、各年の医師総数中それぞれ四二・七%(医師総数一、四九四人。以下同)、五五・六%(一、七四七人)、五六・六%(二、一五九人)を占めていた。したがって、台湾社会にとって医師が充足していたのか否かという問題をさて置けば、「本科」と「専門学校令による学科」は、台湾の医療供給システムを稼働させる上で大きな役割を果たしていたといえる。

しかしながら、第四表で示した「本科」と「専門学校令による学科」の卒業生中、それぞれ一割と三割の卒業生が逆に台湾に在住していないことにも注意を払う必要がある。とりわけ「専門学校令による学科」の卒業生のうち、およそ二割の卒業生は内地に在住していた。これらの多くは内地人であり、一般病院で勤務したり、開業したりしていた。つまり「本科」で育成した医師の大部分が台湾社会に還元されたのに対し、「専門学校令による学科」で育成した医師は必ずしも台湾の医療供給システムの一端を担ったわけではなかった。ましてや郷里や親類縁者の

第4表 台湾各医学教育施設卒業生進路状況一覽

	医 学 校			医学専門学校			熱帯医学専攻科			
	1925年	1933年	1939年	1925年	1933年	1939年	1925年	1933年	1939年	
台湾	開業	466	520	473	3	149	295	15	20	19
	公医	65	72	71		6	3	1		
	奉職	44	12	5	47	169	353	2	1	2
	修学			1		40	13			
	其他	11		5	3	4	5			
内地	開業			1	6	42	91			
	奉職			1	14	73	71			
	修学	5	8	6		7	4	2		
	其他				2	1	2			
	開業	21	20	13		1	2		1	1
中華民国	奉職	7	3	2		6	22			
	開業	3	7	5			1			
	奉職	5	7	7	2	2	8			
南洋	開業	5	7	7		2	2			
	奉職	3	9	11		1	1			
	奉職	7	2			7	13	1		
他地域	死亡	64	112	171	1	16	60		1	1
	計	701	772	772	78	524	944	21	23	23

(備考) ①「他地域」には朝鮮、満洲、関東庁等を含む。②「医学校」には台湾人を対象とした台湾總督府医学学校並びに台湾總督府医学専門学校予科4年、本科4年の課程修了者を含む。③「医学専門学校」には専門学校令に依拠した台湾總督府医学専門学校、台湾總督府台北医学専門学校、台北帝國大学附属医学専門部の課程修了者を含む。④『台湾總督府医学専門部』台湾總督府医学専門部一覽 (大正十四年)、『台湾總督府医学専門学校』1925年、149頁～151頁、『台湾總督府台北医学専門学校一覽 (自昭和六年至昭和八年)』台北医学専門学校、[1933年]、127頁、及び『昭和十四年度台湾の学校教育』台湾總督府文教局、1940年、57頁。

第5表 台湾総督府医学専門学校日本人卒業生進路状況(1937年)

卒業年	開業	勤務医	大学勤務	行政	軍隊/出征	民間	不明	死亡
1922	3	1		1	1	1	1	2
1923	7	1	1	2	4		1	2
1924	9	2		3	2	2	2	2
1925	4	4	1		5	1	5	4
1926	6	4	1	1	5	1	9	2
1927	4	3	1	1	9	1	5	4
1928	6	6	2	1	5		3	3
1929	3	3			4	1	7	9
1930	1	5			6		3	3
1931	2	12	1	6	13		7	5
1932	1	12	3	2	7	2	14	3
1933	3	13		2	7	2	13	
1934		11	2		7	4	5	2
1935	3	11	1	2	5	1	5	
1936		13			8		2	
1937		23	2	2	8		3	1
計	52	124	15	21	96	16	85	42

(出典)「会員名簿」『南溟会会報』第9巻第5号、南溟会、1937年、26頁～32頁。

方面から考えてみても内地人生徒が卒後に台湾に留まる必然性は低い。

このほか、第四表によれば「専門学校令による学科」卒業生中、奉職の割合が相対的に高いことを指摘できる。二〇世紀前半期を通じて、内地においては大学または医専卒業生がある一定期間母校の附属病院等に所属して臨床経験を積んだのち開業することが一般的となっていたが、これはその趨勢に沿った結果であるといえる。

第五表は、一九三七年一二月時点における「専門学校令による学科」の日本人卒業生の進路状況を示したものである。該表からは、昭和六(一九三一)年九月の滿州事変後の日本の軍事行動の拡大と、昭和二一(一九二七)年七月の日中戦争の勃発を背景として、陸海軍関係機関(各地の陸軍及び海軍病院等)で勤務する者や出征者の高い比率を見出せる一方で、卒業生らが各種病院等の勤務医として臨床知識と技能を研鑽したのちに開業していくという傾向も読み取ることができる。具体的には「専門学校令による学科」の生徒の多くは卒後、台湾総督府

医院や自校の実習病院として使っていた日本赤十字社台湾支部病院等で臨床経験を積んだが、総督府がこの卒業生らに研鑽場所を提供することで、医療供給システムの基層部分で働く人材を確保できたことを考えれば、総督府と「専門学校令による学科」卒業生は互恵関係にあったといえよう。

例えば、台湾総督府医院は、総督府の医療供給政策を体现した中核組織であり、大正三（一九一四）年までに各主要地に二ヶ所設置されていた。この職員は、医長、医官、医官補等で構成されたが、医長及び医官といった管理職は主として内地の大卒医師を充当し、彼らの指示を受けて動く医官補には医専卒業生を充当していた。<sup>(10)</sup> 総督府は、一九二〇年代中期以前において内地の官公私立医専卒業の医師を招聘して医官補に任命していたが、それ以後、「専門学校令による学科」の卒業生が輩出され、次第に蓄積されていくにおよんで、彼らを積極的に医官補に採用していった。<sup>(11)</sup> これにより、総督府は、各総督府医院の人員不足に対して迅速に適格者を配置できるようになった。

南支南洋方面で活躍できる人材を育成するために設けられた熱帯医学専攻科は、大正九（一九二〇）年から昭和三（一九二八）年までに内地人一人、台湾人二二人の計二三人の卒業生を輩出している。第三表によれば、卒業生の大部分は、「台湾」で開業していた。熱帯医学専攻科設立目的の達成度と卒業生の規模からみれば、この試みは大成したとはいえないだろう。だが、上述の堀内次雄医学校長が当初描いた筋書き通りに進んだ卒業生として岡根大舜がいた。岡根は、大正二（一九一三）年四月に「台医専」新制医専部を卒業すると同時に、熱帯医学専攻科に入学し、翌（一九二二）年三月に同科を卒業した。大正一四（一九二五）年四月に南洋に渡り、昭和二（一九二七）年四月まで英領ボルネオの財団法人タワ才病院に勤務した。そのうち、昭和七（一九三二）年一月に高雄州警察医に任じられ、昭和一一（一九三六）年一月に高雄州港務官に転じ、同州港務部検査課長を命じられている。<sup>(12)</sup>

そもそも熱帯医学専攻科設立当時、堀内は、同科に内地の医専及び「台医校」医専部の卒業生を収容して熱帯医学

を補習せしめると述べており、内地人医師をその主なる入学対象者に想定していた。岡根のような人材を育成することをねらったが、實際上、内地人医師の入学希望者はほとんどいなかった。

一方、熱帯医学専攻科を卒業した台湾人医師のほとんどは台湾で開業していたが、同科で学んだ熱帯医学の知識は臨床の場で活かされたとともに、同科卒業の資格は当該医師にとつて重要な経歴ともなった。例えば、『台湾日日新報』において、吳沢民（一九二二年三月卒業）が大正一五（一九二六）年四月に沢仁医院を台北市内に開設したとこと、楊倉庫（一九二七年三月卒業）が昭和四（一九二九）年六月に台北市内に開設していた蔵寿医院を仁寿堂医院と改称したことを報じているが、そこでは彼らが「熱帯医学士」称号保持者であることが強調されていた。

また、熱帯医学専攻科での修学が医学研究の道に進む契機となった場合もある。陳新彬は、大正九（一九二〇）年三月に「台医専」本科を卒業したと同時に、熱帯医学専攻科に入学し、翌（一九二一）年三月に卒業した。そして、「更なる大成を期す可く」上京し、東京帝大医学部産婦人科で三ヶ月間学んだのち帰台し開業した。大正一三（一九二四）年七月、「斯術の蘊奥を究める」ために再度上京、東京帝大医学部にて生理学及内科学を専攻し、昭和四（一九二九）年一〇月、東京帝大より医学博士を授与された。昭和五（一九三〇）年に台中市内に新彬医院を開設し、「医学の研究に没頭するのが趣味」という。このように、熱帯医学専攻科は、台湾人医師にとつて自己研鑽の場であったとともに、自己の経歴を高めるための一つ的手段ともなっていたのである。

最後に台北帝大医学部卒業生の進路状況についてみていこう。昭和一六（一九四一）年八月時点の台北帝大医学部卒業生七七人中、台湾内に在住している者は五四人で、その内訳は官公吏が三人、学校職員が五〇人、軍医または軍嘱託が一人であり、台湾島外に出た者は二三人で、その内訳は官公吏が二人、会社銀行員が一人、軍医または軍嘱託が一人、入営が一人、未定が一人、死亡が一人であった。学校職員が最も多いが、これは彼らが大学卒業

和二〇(一九四五)年二月時点において、卒業生のうち少なくとも七三人が軍医や軍属の身分で南支南洋方面等の戦地に派遣されており、各臨床系講座は、事実上、人員不足の問題に直面していた。<sup>(118)</sup> さらに昭和二〇年に入ったのち、台北市内への空襲が断続的に行われるようになり、ついに同年五月に台北帝大医学部の研究、教育、診療の機

第6表 台北帝大医学部卒業生所属講座一覧

講座	年	1940	1941	1942	1943	計
内科学		9	31	19	4	63
外科学		7	13	7	7	34
産科学		2	6	1	3	12
小児科学		1	5	2	1	9
皮膚科		2	2	2	2	8
耳鼻科				2	2	4
眼科学		1		1	1	3
薬理学		2	1			3
衛生学				1	1	2
生理学		2				2
精神科学		2				2
解剖学		1				1
病理学		1				1
法医学		1				1
寄生虫学		1				1
細菌学			1			1
其 他		5	11	4	4	21
計		37	70	39	25	171

(備考) ①本表の数値は1945年2月末時点のもの。②1941年度における卒業生の実数は75人であるが、「卒業生名簿」では5人の卒業生の情報が欠落している。③「其他」には卒業後に台北帝大医学部各講座に所属したか否か不明の者及び死亡者などを含む。

(出典) 「卒業生名簿」『東寧』第12号、台北帝国大学医学部東寧会、[1945年]、55頁～59頁。

後に各講座に所属して大学附属医院で臨床経験を積んだり、研究を行ったりしていたためである。第六表は、台北帝大医学部卒業生がかつて所属していた講座、あるいは昭和二〇(一九四五)年二月時点で所属している講座の一覧表である。該表によれば、卒業生及び学生は、内科、外科、産科、小児科等の臨床医学系講座への所属傾向が強かったことがわかる。その一方で、解剖学、病理学、衛生学、細菌学、寄生虫学等の基礎医学系講座は人気がない。このことから、卒業生及び学生の多くは将来病院の勤務医や開業医といった臨床の場で働くことを志向していたといえるだろう。

しかしながら、時局の緊迫によって、昭

能の大部分を大溪に移転せざるを得なくなった。<sup>(18)</sup>したがって、台北帝大医学部卒業生の多くは、在学年限を短縮され、卒業後、各講座において満足な臨床経験を積んだり、研究生活を送ったりすることをせずに、戦地に送られただけではなく、臨床医学系各講座における人員不足の問題が惹起されたことよって、台北帝大医学部各講座は、戦時体制下において研究、教育、診療の機能を最大限に発揮することができなかつたといえよう。

#### おわりに

日本統治下台湾の医学教育制度の形成と展開を、内地の各医学教育施設との比較という観点から考察した時、教育制度上の特殊性をとりわけ有していたのは「台医校」であつた。「台医校」の入学資格、修業年限及び教育課程の設定、授業料不徴収と給費制度の実施等は、何れも内地の医学教育施設には見られないものであり、該校は、台湾における医療機関を拡充し、衛生状態の改善をはかる目標の下で、台湾人医師を變則的かつ速成的に養成する施設であつた。一九一〇年代後期以降、この「台医校」の制度的特殊性は、次第に取り除かれていった。「台医校」より改組した「台医専」新制医専部は、入学資格、修業年限、教育課程及び卒業の特典等の制度面において、内地の医専とほとんど差異がなくなつた。このことは「台医専」新制医専部が日本帝国内における帝大医学部と官公立医科大学及び医専という重層的な医学教育体系に組み込まれ、そのなかの官立医学専門学校の一つとして機能していたことを意味した。それゆえ、「台医専」新制医専部は、その卒業生の三割程度が内地で活動していたように、必ずしも台湾の医療機関の充実に直結する医学教育施設の役割を担つたわけではなかつた。

昭和一一(一九三六)年に創設された台北帝大医学部もまた入学資格、在学期間、卒後の特典、講座の構成や教育課程の編成等において内地や朝鮮の帝国大学医学部と大同小異であった。確かに、台湾の各医学教育施設中、「専門学校令による学科」の教育課程には寄生虫学、医用昆虫学及び熱帯衛生学等の科目が組まれたとともに、台北帝大医学部には寄生虫学講座が設けられ、教育課程には寄生虫学、熱帯衛生学、熱帯伝染病学等の科目が含まれていた。しかしながら、双方の教育施設において教育課程編成上重視されていたのはこれらの科目でない。基礎医学であれば解剖学、病理学、生理学であり、臨床医学であれば、内科、外科、産婦人科であった。さらに基礎医学より臨床医学に相対的に多くの時間を割り当てていることから、大学と医専という教育程度の差異にかかわらず、第一義的な教育目的は、臨床医を育成することにあつたといえる。それは、卒業証書が医師資格に相当したことと、各医学教育施設卒業生の志向が臨床医学方面にあつたことによつても裏付けられる。

では、総督府が「専門学校令による学科」の教育課程を独自に編成する権限を有していたにもかかわらず、該学科と内地の医専のあいだには教育課程編成上の大きな差異が生じなかつたのはなぜだろうか。その理由の一つとしては、「専門学校令による学科」の卒業証書をもつて、「医師免許証」を取得でき、それが日本帝国内すべての地域で有効であるとする以上、その生徒の卒業時点における専門知識と技能は中央政府が定めた一定の基準(例えば官立医学専門学校規程)を越えていなければならず、それゆえ、特定の領域の授業時数を極端に増やしたり、減らしたりして、その基準を下回るような教育課程を組むことはできなかつた、ことにある。台北帝大医学部もまた卒業生に「医師免許証」取得資格を付与したので、もちろん、一定の基準を満たす必要があつたが、台北帝大医学部と台大医専部の教育課程を比較すると、前者の基礎医学と臨床医学の各科目への割当時数は後者より全体的に多かつたので、前者の卒業生は後者に比べ卒業時点においてより豊富な専門知識と技能の蓄積があつたといえる。したがつ



て、両者は「医学士」と「台北帝国大学附属医学専門部医学士」という称号をもって医師の身分上の差異化がはかられていた。

称号は、医師にとって極めて重要であった。それは称号が対外的な宣伝行為に使えるからだけではない。称号は、学歴を端的に示すものであり、そこから推量される知識と技能の程度を指し示し、さらには待遇と社会的威信を決定する指標として機能していたからである。「本科」卒業生が積極的に「台医専」新制医専部の卒業資格を取得したのは、その実状に配慮した結果であり、かかる台湾人医師の実践は、彼らが台湾の社会的リーダー階層に属し、大きな影響力を具えていたがゆえに、学歴主義的秩序の台湾社会への滲透を促すことにも繋がったといえよう。

先行研究において、総督府医院の要職や中央研究所衛生部等の研究職の多くが大卒の内天人医師によって占められ、内天人医師が台湾の医学発展過程における主導権を握った原因として、台湾における医学教育が臨床医学に偏っていることが指摘されていた。だが、上述してきたように、帝大医学部も医専も教育課程編成上から見ると、臨床医を育成することを重要課題とし、それらの卒業生もまた臨床医学を志向する傾向が強かったことから、大学教育（実験医学）と医専教育（臨床医学）という二項対立的な図式をもって、かかる状況が形成された要因を直接的に説明することはできない。この事象に適切な解釈を加えるためには、少なくとも、如何なる経歴を持った医師が総督府医院の要職や中央研究所の研究職に就いたのかを悉皆的に調査し、これらの職位に就くための要件（例えば学歴の高低や医学博士、人脈及び学閥の有無等）を示して、台湾人医師がそこから排除される構造的な問題を検討する必要がある。今後の課題としたい。

参考資料 日本統治下台湾における医学教育施設一覧

学校名	学科/学部	設置期間	設置目的	入学資格	修業年限	学費 (年額)	卒業の特典		
							医師資格	称号	
台湾總督府医学項	予科 本科	1899年～ 1919年台	台湾人に医学を教授し、医師を養成すること	公学校卒業者、または公学校卒業者と同等の学力を有する者で選抜試験に合格した者	予科 1年 本科 4年	なし	×	○	なし
	予科 本科	1919年～ 1929年(*2)	同上	同上	予科 4年 本科 4年	予科20円 本科25円(*5)	×	○	台湾医学得業士
台湾總督府医学 専門学校(*1)	医学専門部	1918年～ 1922年(*3)	台湾内外で医師になろうとする内地人の男子に必要なる教育を施すこと(*4)	中学校卒業業者、または専門学校入学者検定試験及格者	4年	30円(*6)	○	○	台湾總督府 医学専門学校学士
	新制医学部	1922年～ 1936年	向有意在本島内外擔任醫師之男子施予所需之教育	同上	4年	40円(*7)	○	○	同上
	熱帯医学研究科	1936年(*3) 1945年	熱帯医学に関する学科を教授すること	医師、または医師免許取得資格を有する者	1年	30円(*8)	～	～	熱帯医学士
台北帝国大学	医学部	1936年～ 1945年	国家に重要な学術の理論及び応用を教授し、その禮典を授与すること	高等学校理科卒業業者、または台北帝国大学予科理科修了者	4～8年 (在学期間)	120円	○	○	医学士
	附属医学専門部	1936年～ 1945年	台湾總督府医学専門学校「新制医学部」と同じ	台湾總督府医学専門学校「新制医学部」と同じ	4年	80円	○	○	台北帝国大学 附属医学専門部医学士

(備考) \*1 昭和2 (1927) 年5月に台湾總督府台北医学専門学校と改称。それと同時に、「新制医学部」卒業生の称号も台湾總督府台北医学専門学校医学士と変更。  
 \*2 大正11 (1922) 年度以降、生徒の募集を停止し、昭和4 (1929年) に最後の卒業生を輩出。 \*3 大正8 (1919) 年以前は台湾總督府医学校内に設置。  
 \*4 ただし、制度の運用上、内地の中学校を卒業した台湾人も入学を許可。 \*5 大正10 (1921) 年4月以後は30円に増額。  
 \*6 大正10 (1921) 年4月以後は40円に増額。 \*7 昭和6 (1931) 年4月以後は80円に増額。  
 (出典) 明治32年7月府令第54号「台湾總督府医学学校規則」『附報』第564号・明治32年7月7日、20頁～21頁、明治38年10月府令第74号「台湾總督府医学学校規則改正」『附報』第1843号・明治38年10月6日、16頁、大正7年4月府令第19号「台湾總督府医学専門学校規則」『附報』第1528号・大正7年4月2日、10頁～13頁、大正7年6月府令第38号「台湾總督府医学学校規則改正」『附報』第1583号・大正7年6月11日、32頁～36頁、大正8年4月府令第27号「台湾總督府医学専門学校規則改正」『附報』第1790号・大正8年4月1日、1頁、大正8年4月府令第37号「台湾總督府医学専門学校規則」及び同年同月府令第38号「熱帯医学専攻科及研究科規則」『附報』第1820号・大正8年4月20日、159頁～162頁、大正9年6月府令第54号「台湾總督府医学専門学校規則改正」『附報』第2143号・大正9年6月24日、57頁、大正10年3月府令第50号「台湾總督府医学専門学校規則改正」『附報』第2343号・大正10年3月31日、70頁、大正11年4月府令第7号「台湾總督府医学専門学校規則」『附報』第1180号・昭和6年2月21日、12頁、昭和11年4月府令第31号「大正八年府令第五十八号、大正九年府令第三十四号、大正十三年府令第二十二号廢止」『附報』第2652号・昭和11年4月7日、19頁、昭和11年1月「台北帝国大学医学部規程」『附報』第2580号・昭和11年1月8日、4頁～5頁、昭和11年4月「台北帝国大学附属医学専門部規程」『附報』第2670号・昭和11年4月28日、83頁～88頁。

## 【註】

- (1) 本稿は、拙稿「The Formation of Taiwanese Medical Education Facilities during Japanese Rule - From Taiwan Governor-General Medical School to Taihoku Imperial University Medical Department」(MIDDLE GROUND JOURNAL, No. 7, The College of St.Scholastica, 2013, pp1-35) 及び拙著『日治時期台湾医療法制の研究』(五南圖書出版、二〇一八年)第六章「医療法制之特殊性」(三)「医学教育制度」を翻訳・加筆したものである。
- (2) 林吉崇『台大医学院百年院史 日治時期(一八九七—一九四五年)』(上)、台大医学院、一九九七年及び莊永明『台湾医療史 以台大医院為主軸』遠流出版、一九九八年等。
- (3) 范燕秋『帝国政治与医学 日本戦時総動員下的台北帝国大学医学部』『師大台湾史学報』第一期、国立台湾師範大学台湾史研究所、二〇〇七年、八九頁～一三六頁。
- (4) 葉碧岑『學術先鋒 台北帝国大学与日本南進政策之研究』稻郷出版、二〇一〇年。
- (5) 吳文星『日治時期台湾の社会領導階層』五南圖書出版、二〇〇八年。
- (6) Ming-Cheng M. Lo, *Doctors within borders: profession, ethnicity, and modernity in colonial Taiwan*, Berkeley, Calif.: University of California Press, 2002.
- (7) Michael Shiyung Liu, *Prescribing colonization: the role of medical practices and policies in Japan-ruled Taiwan, 1895-1945*, Ann Arbor, Mich.: Association for Asian Studies, 2009.
- (8) 明治三二年三月勅令第九五号「台湾總督府医学校官制」官報。号外・明治三二年三月三十一日、一頁。「台医校」の前身は、明治三〇(一八九七)年四月、台北医院長山口秀高の主導により設置された台北医院附属医学講習所である(「明治三十一年二月台北医院内ニ於ケル土人医士養成景況台北医院長山口秀高」、『後藤新平関係文書』マイクロフィルム版、R三三、後藤新平記念館、一九八〇年)。
- (9) 拙稿「日本統治下台湾の医療法制について 内地法制との「共通性」と「差異性」に着目して」、中京大学社会科学研究所台湾史研究センター編『台湾總督府の統治政策』創泉堂出版、二〇一八年、二八五頁～三四四頁。
- (10) 同上。

- (11) 明治三十九年五月法律第四七号「医師法」。「官報」第六八四九号・明治三十九年五月二日、二五頁〜二六頁、及び明治四二年七月法律第四四号「医師法中改正」。「官報」第七八一八号・明治四二年七月一七日、三六一頁。
- (12) 「明治四十三年六月台湾総督府医学校一覽」台湾総督府医学校、一九一〇年、六八頁。
- (13) 同上、六八頁〜七一頁、及び「千葉医学専門学校一覽自明治四十三年至明治四十四年」千葉医学専門学校、一九一〇年、一八頁〜二二頁。
- (14) 「第一高等学校医学部一覽自明治廿八年至明治廿九年」第一高等学校医学部、一八九五年、三三三頁、「千葉医学専門学校一覽自明治三十八年至明治三十九年」千葉医学専門学校、一九〇五年、五二頁、「千葉医学専門学校一覽自明治四十四年至明治四十五年」千葉医学専門学校、一九一二年、三八頁、及び「千葉医学専門学校一覽自大正七年至大正八年」千葉医学専門学校、一九一九年、六頁・二八頁〜二九頁。
- (15) 明治三二年七月府令第五五号「台湾総督府医学校生徒給与規則」。「府報」第五五四号・明治三二年七月七日、二二頁。
- (16) 「高木医学校長報告」明治三十八年九月台湾総督府医学校一覽。台湾総督府医学校、一九〇五年、附録之六頁。
- (17) 「台湾総督府医学専門学校一覽」台湾総督府医学専門学校、一九二〇年、一五四頁〜一五五頁。
- (18) 同上、八頁。
- (19) 明治三二年七月府令第五四号「台湾総督府医学校規則」。「府報」第五五四号・明治三二年七月七日、二〇頁〜二二頁。
- (20) 明治三八年一〇月府令第七四号「台湾総督府医学校規則中改正」。「府報」第一八四三号・明治三八年一〇月六日、一六頁。
- (21) 「医学校の過去現在及び将来」台湾日日新報 第三六八号・一八九九年七月二五日、一頁。
- (22) 「医学校の過去現在及び将来(承前)」台湾日日新報 第三七〇号・一八九九年七月二七日、一頁。
- (23) 「明治四十三年六月台湾総督府医学校一覽」前掲、六八頁。
- (24) 吳文星「日治时期台湾的社会領導階層」前掲、九〇頁〜九五頁。
- (25) 「二八〇人以上」の算出根拠は次の通りである。まず第一〇回生(一九一一年)で初めて自費生四人の卒業生が輩出されており、それ以前の卒業生はすべて給費生であつたとみなすと、計一四九人となる。第一〇回生の給費生は一八人、第

- 一四回生(一九一五年)は三人、第二五回生(一九一六年)は一八人、第二六回生(一九一七年)は二人、第一七回生(一九一八年)は一六人である。なお、第一一回生(一九一二年)から第三回生(一九一四年)までは不明である。給費生の打ち切りを決めた大正六(一九一七)年度以前に入学した給費生の卒業生は、第一八回生(一九一九年)から第三二回生(一九二二年)まで少なくとも計二五人いる。以上を総計すると二八〇人となる(『台湾総督府医学学校一覽』台湾総督府医学学校、一九一七、一〇七頁)一〇頁、『台湾総督府医学専門学校一覽(大正十四年)』台湾総督府医学専門学校、一九二五年、一八頁)一三〇頁、『府報』第三二二五号・明治四四年四月二〇日、五七頁、同第七四三三号・大正四年四月三〇日、一〇二頁、同第一〇〇三三三号・大正五年五月二日、二頁、同第一二七八号・大正六年五月三日、一一頁、同第一五五九号・大正七年五月一日、五〇頁)。
- (26) 公医とは官庁より手当を支給されて各地方に派遣され、その命令に従って伝染病対策や検死等に従事するとともに、当地において開業し一般に医療サービスを提供した機関である。公医制度の形成過程とその実際の機能については拙稿「台湾総督府の医療政策 台湾公医制度の形成過程とその植民地的性格」(『東アジア近代史』第九号、東アジア近代史学会、二〇〇六年、八八頁)一四頁)を参照されたい。
- (27) 明治三四年一月訓令第三五四号「台湾総督府官房並民政部警察本署及各局分課規程」『府報』第一〇五四号・明治三四年一月一日、二三頁)二五頁。
- (28) 吳文星『日治時期台湾的社会領導階層』前掲、八七頁。
- (29) 大正八年一月勅令第一号「台湾教育令」『官報』第一九二四号・大正八年一月四日、一頁)二頁。
- (30) 吳文星『日治時期台湾的社会領導階層』前掲、八七頁。
- (31) 大正八年三月勅令第六二号「台湾総督府医学専門学校官制」『官報』第一九九六号・大正八年四月一日、七頁。
- (32) 大正八年四月府令第五七号「台湾総督府医学専門学校規則」『府報』第一八二〇号・大正八年四月二〇日、一五九頁)一六一頁。
- (33) 大正一〇年三月府令第五六号「台湾総督府医学専門学校規則中改正」『府報』第三三四三三三号・大正一〇年三月三十一日、七〇頁)。

- (34) 「何ぞ躊躇する(二) 医学専門学校と改称して 内地人医師をも養成せよ」『台湾日日新報』第六二八二号・大正六年二月二日、三頁。
- (35) 大正七年四月府令第一九号「台湾総督府医学校医学専門部規則」『府報』第一五二八号・大正七年四月二日、一〇頁、一三頁。
- (36) 大正八年四月府令第二七号「台湾総督府医学校医学専門部規則中改正」『府報』第一七九六号・大正八年四月一日、一頁。
- (37) 大正八年六月勅令第二八四号「台湾総督府医学専門学校官制中改正」『官報』第二〇五五号・大正八年六月一日、二二頁、二三頁。
- (38) 大正九年五月府令第三四号「台湾総督府医学専門学校医学専門部規則中改正」『府報』第二二二三号・大正九年五月三〇日、八三頁、八五頁。
- (39) 例えば、林伯余は、大正五(一九一六)年三月に東京正則中学校を卒業し、大正七(一九一八)年四月に「台医専」本科第一学年に入学したのち、大正九(一九二〇)年四月、本科第三学年から「台医専」医専部第三学年に編入し、大正一〇(一九二一)年四月に卒業している(「入学許可及入学許可取消」『府報』第二二一五号・大正九年五月一九日、四九頁、五〇頁、『台湾総督府医学校一覽』台湾総督府医学校、一九一九年、一〇二頁、及び「林伯余医院医官補」大正一年台湾総督府公文類纂』第四卷、第六四文書、簿冊番号：〇三四五五、国史館台湾文献館所蔵)。
- (40) 大正七年四月府令第一九号「台湾総督府医学校医学専門部規則」前掲。
- (41) 大正九年五月府令第三四号「台湾総督府医学専門学校医学専門部規則改正」前掲。
- (42) 大正八年六月訓令第一〇〇号「台湾総督府官房並民政部事務分掌規程」『府報』号外・大正八年六月二九日、一頁、四頁。
- (43) 大正七年四月府令第一九号「台湾総督府医学校医学専門部規則」前掲、大正八年四月府令第五七号「台湾総督府医学専門学校規則」前掲、及び「千葉医学専門学校一覽自大正七年至大正八年」前掲、一五頁、一九頁。
- (44) 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』台湾教育会、一九三九年、七三〇頁、七三七頁、七七〇頁、七八六頁。

- (45) 一記者「台北医専予科の昇格運動」『台湾青年』第一卷第二号、一九二二年、六〇頁。
- (46) 吳文星「日治時期台湾の社会領導階層」前掲、八八頁。
- (47) 大正一年四月勅令第二〇号「台湾教育令」(『官報』第二八五二号・大正一年二月六日、一一〇頁～一一一頁)。
- (48) 吳文星「日治時期台湾の社会領導階層」前掲、八八頁。
- (49) 大正一年三月勅令第一五七号「台湾總督府諸学校官制」『官報』号外・大正一年三月三日、一〇頁～一一頁。
- (50) 大正一年四月府令第八七号「台湾總督府医学専門学校規則」『府報』号外・大正一年四月一日、四頁～五頁。
- (51) 一九三二年二月、府令第九号「台湾總督府医学専門学校規則」中改正(『府報』第一一八〇号・昭和六年二月二日、七二頁)。
- (52) 例えば「千葉医学専門学校一覧自大正九年至大正十年」千葉医学専門学校、一九二二年、一四頁～一八頁、「金沢医学専門学校一覧自大正九年」金沢医学専門学校、一九二〇年、一七頁～二〇頁・三五頁～三七頁、「岡山医学専門学校一覧自大正九年三月」岡山医学専門学校、一九二〇年、二八頁～三四頁・四八頁、及び「長崎医学専門学校一覧自大正九年四月至大正十年三月」長崎医学専門学校、一九二一年、三二頁～三六頁・四九頁～五二頁等参照。
- (53) 大正一年四月府令第八七号「台湾總督府医学専門学校規則」前掲。
- (54) 大正一四(一九二五)年四月、「台医専」卒業証書授与式における「總督訓示」(『府報』第三五〇七・大正一四年四月二九日、一一七頁)。
- (55) 大正七年六月府令第三九号「台湾總督府医学学校規則」『府報』第一五八三号・大正七年六月一日、三三頁～三六頁。
- (56) 「台湾医界の權威」医学専門部と熱帯医学専攻科の新設 Ⅱ堀内医学校長談Ⅱ(『台湾日日新報』第六三八五号・大正七年四月二日、七頁)。
- (57) 大正八年四月府令第五八号「熱帯医学専攻科及研究科規則」『府報』第一八二〇号・大正八年四月二〇日、一六二頁。
- (58) 昭和一一(一九三六)年四月府令第三二号をもって大正八(一九一九)年四月府令第五八号「熱帯医学専攻科及研究科規則」は廃止された(大正八年府令第五八号、大正九年府令第三四号、大正一三年府令第三二号廃止)『府報』第二六五二号・昭和一一年四月七日、一九頁)。

- (59) 大正九年六月府令第三八号「熱帯医学専攻科及研究科規則中改正」『府報』第二二四三号・大正九年六月二四日、五七頁。
- (60) 『台北帝国大学一覽(昭和十八年)』台北帝国大学、一九四四年三月、二頁〜五頁。
- (61) 『台北帝国大学官制ヲ定ム』『公文類聚』第五二編、昭和三年、第七卷、二A・〇二二〇〇・類〇二六四二二〇〇、国立公文書館所蔵。
- (62) 昭和一〇年二月勅令第三二八号「台北帝国大学学部二関スル件中改正」『官報』第二六九五号・昭和一〇年二月二六日、七三〇頁。この勅令は、昭和一一(一九三六)年一月一日より施行された。
- (63) 「台北帝国大学官制中ヲ改正ス(医学部創設準備ノ為書記官増員)」『公文類聚』第五八編、昭和九年、第一〇卷、二A・〇二二〇〇・類〇一八五七二〇〇。
- (64) 「台医専」は、昭和二(一九二七)年五月に「台湾総督府台北医学専門学校」と改称したが、「台医専」中にはこれを包含することとする。
- (65) 中央研究所は、大正一〇(一九二二)年八月に設置され、農業部、林業部、工業部及び衛生部を置く総督府の総合研究機関である。衛生部の組織構造や成果については、頼郁斐『日治時期台湾的衛生研究』以台湾総督府中央研究所衛生部為例(国立中央大学歴史研究所碩士論文、一九九九年)に詳しい。
- (66) 「台北帝国大学官制中ヲ改正ス(医学部創設準備ノ為書記官増員)」前掲。中央研究所衛生部は、昭和一四(一九三九)年四月に台北帝国大学附属熱帯医学研究所に改組した。
- (67) 例えば、官等俸給をみてみると、台北帝大教授は、勅任官一等まで昇等でき、中央研究所の技師及び「台医専」教授は、委任官三等止まりであった。ただし、中央研究所技師及び「台医専」教授中一人に限り勅任官三等に昇等することができた。俸給の最高額については、台北帝大教授が六、七〇〇円、勅任技師が六、〇〇〇円、委任技師が四、五〇〇円、「台医専」の勅任教授が五、二〇〇円、委任教授が四、五〇〇円であった(『台湾総督府及所屬官署職録(昭和四年)』台湾時報発行所、一九二九年、二頁〜六頁)。
- (68) 昭和一〇(一九三五)年二月勅令三二九号「台北帝国大学講座令中改正」『官報』第二六九五号・昭和一〇年二月



- 二六日、七三〇頁。
- (69) 昭和十一年二月勅令第四六〇号「台北帝国大学講座令中改正」、『官報』第二九九七号・昭和十一年二月二十八日、八六六頁、昭和十三年一月勅令第二八号「台北帝国大学講座令中改正」、『官報』第三三〇五号・昭和十三年一月二日、一九三頁、昭和十三年二月勅令第七七八号「台北帝国大学講座令中改正」、『官報』第三五九三号・昭和十三年二月二十四日、八〇一頁。
- (70) 「台北帝国大学講座令中ヲ改正又(医学部設置)」、『公文類聚』、第五九編、昭和一〇年、第四五卷、二A一〇二二〇〇・類〇一九三八一〇〇。
- (71) 昭和十一年一月「台北帝国大学医学部規程」、『府報』第二五八〇号・昭和十一年一月八日、四頁、五頁。
- (72) 『東京帝国大学一覽昭和十六年』東京帝国大学、一九四一年、二二二頁、二二四頁、『京都帝国大学一覽昭和十六年度』京都帝国大学、一九四一年、一〇七頁、一〇八頁、『九州帝国大学一覽昭和十六年』九州帝国大学、一九四一年、一七九頁、一八四頁、『東北帝国大学一覽昭和十六年』東北帝国大学、一九四一年、一〇二、一〇四頁、『北海道帝国大学一覽昭和十六年』北海道帝国大学、一九四一年、八一頁、八四頁、『京城帝国大学一覽(昭和十六年)』京城帝国大学、一九四一年、九〇頁、九四頁、『大阪帝国大学一覽(昭和十六年度)』大阪帝国大学、一九四一年、一三二頁、一三五頁、『台北帝国大学一覽(昭和十六年)』台北帝国大学、一九四一年、一〇六頁、一〇八頁、及び『名古屋帝国大学一覽昭和十六年』名古屋帝国大学、一九四二年、九六頁、一〇〇頁。
- (73) 『東北帝国大学一覽昭和十六年』前掲、九〇頁、九二頁。
- (74) 昭和十一年一月「台北帝国大学医学部規程」前掲。
- (75) 「台北帝国大学講座令中ヲ改正又(医学部二五講座増設)」、『公文類聚』、第六〇編、昭和十一年、第五〇卷、二A一〇二二〇〇・類〇一九九三二〇〇。
- (76) 『京城帝国大学一覽(昭和十六年)』前掲、九一頁。
- (77) 『九州帝国大学一覽昭和十六年』前掲、一八〇頁。
- (78) 「昭和三年勅令第三二号台北帝国大学学部二開スル件ヲ改正又(医学部設置)」、『公文類聚』、第五九編、昭和一〇年、

- 第四五巻、二A 〇二二〇〇・類〇一九三八一〇〇。
- (79) 昭和十一年三月勅令第四二号「台北帝国大学官制中改正」『官報』第二七七二号・昭和十一年四月一日、二頁。
- (80) 昭和十一年四月「台北帝国大学附属医学専門部規程」『府報』第二六七〇号・昭和十一年四月二八日、八三頁〜八八頁。
- (81) 『台北帝国大学一覽(昭和十八年)』前掲、三〇頁・一〇四頁〜一〇九頁・一三三頁〜一四九頁・二二三頁〜二五五頁。
- (82) 昭和十一年一月「台北帝国大学医学部規程」前掲。
- (83) 昭和十一年四月「台北帝国大学附属医学専門部規程」前掲。
- (84) 拙稿「日本統治下台湾における医師社会の階層構造と学歴主義 台湾総督府医院勤務医の任用過程を題材として」檜山幸夫編『歴史のなかの日本と台湾 東アジアの国際政治と台湾史研究』中国書店、二〇一四年、一一九頁〜一五六頁。
- (85) 下川八男「南溟会東寧会合併問題に就て」『南溟会創立四十周年記念誌』南溟会本部、一九六九年、一三九頁〜一四九頁。
- (86) 坂井建雄・沢井直・瀧沢利行・福島統・島田和幸「我が国の医学教育・医師資格付与制度の歴史的変遷と医学校の発展過程」酒井シツ・坂井建雄・鈴木一義・細谷芳三・田島潤子編『歴史でみる・日本の医師のつくり方(図録)』第二八回日本医学会総会、二〇一一年、七八頁〜八六頁。
- (87) 昭和大学五十年史編纂委員会編『昭和大学五十年史』昭和大学、一九八〇年、五八頁。
- (88) 台湾総督府文教局編『昭和五年度台湾総督府学事第二十九年報』該局、一九三三年、三三〇頁〜三三一頁。
- (89) 『台湾総督府台北医学専門学校一覽(自昭和六年至昭和八年)』台北医学専門学校、一九三三年、一二四頁〜一二七頁。
- (90) 吳文星『日治時期台湾の社会領導階層』前掲、九二頁〜九五頁・一〇四頁〜一〇九頁。
- (91) 大正一〇年五月府令第九五号「専門学校入学者検定二関スル規程」『府報』第二三七七号・大正一〇年五月一〇日、三六頁。
- (92) 大正一一年四月告示第五九号「台湾総督府医学専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノノ指定」『府報』第二六一四号・大正一一年四月八日、二九頁。『府報』第二六一四号・大正一一年四月八日、二九頁。
- (93) 瓦林美『医師免許資格と台北医専の経過に就いて』『台湾警察時報』第一九八号、台北：台湾警察協会、一九三二年五

頁、一九頁、二六頁。

(94) 大正一三年三月府令第二二号「台湾医学得業士認定規則」『府報』第三一七九号・大正一三年三月七日、一三頁。

(95) 大正一三年三月告示第二四号「専門学校入学者無試験検定指定中追加」『府報』第三一七九号・大正一三年三月七日、一三頁。

(96) 瓦林実「医師免許資格と台北医専の経過に就いて」前掲。

(97) 『台湾總督府台北医学専門学校一覽(自昭和六年至昭和八年)』台湾總督府台北医学専門学校、一九三三年八月、一二頁、大正一四年五月府令第三一一号「台湾總督府医学専門学校規則中改正」『府報』第三五一九号・大正一四年五月二五日、

四三頁、及び「台湾得業士認定試験合格者」『府報』第九六七号・昭和五年五月二四日、九五頁、九六頁。

(98) 瓦林実「医師免許資格と台北医専の経過に就いて」前掲。

(99) 例えば、関東都督府においては原則として中央政府発行の「医師免許証」所持者に限り医師と認定しており、「本科」卒業生には地域と期間を限定して開業を許可する、いわゆる「限地開業医」の資格が付与されたに過ぎなかった(当府医学学校卒業医師資格(関東都督府民政長官))『明治四十五年大正元年台湾總督府公文類纂』第四卷、第一七文書、簿冊番号：〇五四五〇)。

(100) 「得業士最後認定試験 実施後竟再試両回 受験者百余名今後定不再試 医学博士兩名受試」『台湾日日新報』第一〇七八二号・昭和五年四月二三日、四頁。

(101) 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』前掲、九三六頁。

(102) 『学制百年史』文部省、一九七二年、五六一頁、五六三頁。

(103) 昭和一六年一〇月府令第二一〇号「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」『府報』第四三三五号・昭和一六年一〇月二八日、二二四頁。昭和一七年(一九四二)年四月以降については、六ヶ月の年限短縮措置が実施された(昭和一六年一二月府令第二五〇号「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件」『府報』第四三七四号・昭和一六年二月二四日、一〇五頁、昭和一七年一二月府令第二三五号「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ関スル件」『台湾總督府官報』第三二二号・昭和一七年二月二七日、一〇一頁、昭和一

- 八年二月府令第二九五号「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十九年度臨時短縮ニ関スル件」、『台湾總督府官報』第五二〇号・昭和一八年二月二五日、一三八頁、及び昭和二〇年四月府令第五七号「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和二十年度臨時短縮ニ関スル件」、『台湾總督府官報』第九四〇号・昭和二〇年四月一日、一頁。
- (104) 「入学許可」、『台湾總督府官報』第二一〇二号・昭和一七年二月四日、一二頁、一三頁、「入学許可」、『台湾總督府官報』第三五〇号・昭和一八年六月五日、三四頁、三五頁、『東寧会四〇年 台北帝大医学部とその後』、『東寧会、一九七八年、一三頁、及び『台大景福校友会通訊録』、『台大景福基金会、一九八一年、一七四頁、一八二頁、二〇五頁、二〇九頁。
- (105) 『台湾省五十一年來統計提要』、『台湾省政府主計処、一九九四年、一二四九頁。
- (106) 例えば、大正二二(一九三三)年末における内地、台湾、朝鮮の医師数はそれぞれ四三〇二八人、一四六五人、六四七一人であり、医師一人あたりの人口はそれぞれ一三五九人、二六五七人、二七六三人であった(『朝鮮・内地・台湾比較統計要覽』、『朝鮮總督府、一九二五年、頁数なし)。
- (107) 『猪飼周平』、『病院の世紀の理論』、『有斐閣、二〇一〇年、九七頁、一二六頁。
- (108) 『會員名簿』、『南溟会会報』、『第九卷第五号、南溟会、一九三七年、二六頁、三三頁。
- (109) 拙稿「日本統治下台湾における医師社会の階層構造と学歴主義 台湾總督府医院勤務医の任用過程を題材として」、『前掲]。
- (110) 例えば、總督府医院の医官補の総数は大正一四(一九二五)年が五三人、昭和五(一九三〇)年が六一人、昭和一〇(一九三五)年が五六人であったが、そのうち、「専門学校令による学科」の卒業生はそれぞれ二一人、四七人、四四人であった(医官補の総数は『台湾總督府及所屬官署職員録』各年度から算出し、そのうちの該学科卒業生数は第三表で用いた資料に記載されている卒業生氏名と照合して算出)。
- (111) 太田肥洲『新台湾を支配する人物と産業史』、『台湾評論社、一九四〇年、五〇一頁。
- (112) 「台湾医界の権威 医学専門部と熱帯医学専攻科の新設」、『堀内医学校長談』、『前掲]。
- (113) 「沢仁医院披露宴」、『台湾日日新報』、『第九三三五号・大正一五年五月一日、四頁。
- (114) 「台北市内元九間街熱帯医学士楊倉庫氏」、『台湾日日新報』、『第一〇四六六号・昭和四年六月八日、四頁。

- (115) 大園市蔵『台湾の中心人物』日本植民地批判社、一九三五年、三二三頁。博士論文の題目は「皮膚透過性に及ぼす電気の影響」である(『健康保険要覧・医学博士録』日本医事新報臨時増刊、日本医事新報社、一九三六年、二二九頁)。
- (116) 『昭和十六年度台湾の学校教育』台湾総督府文教局、一九四二年、六七頁〜六八頁。
- (117) 「卒業生名簿」『東寧』第二二号、台北帝国大学医学部東寧会、「一九四五年」、五五頁〜五九頁。
- (118) 「各医局通信」『東寧』第一一号、台北帝国大学医学部東寧会、一九四四年、六七頁〜七八頁。
- (119) 小田俊郎『台湾医学五十年』医学書院、一九七四年、一四三頁〜一四六頁。
- (120) 例えば、昭和一四(一九三九)年時点の九州帝国大学医学部第二内科講座の名簿によると、該講座に所属した者の平均講座在籍年数はおよそ三年である(猪飼周平『病院の世紀の理論』前掲、一一一頁)。